

武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の木造住宅に耐震シェルター等を整備する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「耐震シェルター等」とは、愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）に規定する耐震シェルター及び東京都が学識経験者等で構成する評価委員会により選定した防災ベッドをいう。

(対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、耐震シェルター等を整備しようとする町内に存する木造住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武豊町民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年5月1日施行。以下「耐震改修要綱」という。）第2条第1号に規定する旧基準木造住宅であること。
- (2) 耐震改修要綱第2条第2号に規定する木造住宅耐震診断を受けた住宅で、同条第3号アに規定する判定値が1.0未満又は同号イに規定する評点が100点未満であること。
- (3) この要綱及び耐震改修要綱による補助金の交付を受けたことのある住宅（共同住宅等にあっては、住戸。）でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象住宅の所有者又は使用者（使用者にあっては、当該対象住宅の所有者が耐震シェルター等の整備を承諾した場合に限る。）
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と緊密な関係を有しない者。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象住宅に整備する耐震シェルター等の購入、運搬及び設置（設置に伴う床下工事等の附帯工事を含む。）並びに当該補助金の交付等の手続に要する費用とする。

2 前項の当該補助金の交付等の手続に要する費用に係る補助対象経費の額は、1万円を限度とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象者の属する世帯の構成員が次の各号のいずれかに該当する場合における当該補助対象者への補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）満65歳以上の者

（2）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（4）療育手帳又は愛護手帳の交付を受けている者

2 前項の規定による補助金の額は、15万円を限度とする。ただし、補助金の申請対象となる整備予定装置が耐震シェルターで前項ただし書に該当する場合において、耐震改修要綱第2条第3号アに規定する判定値が0.4以下の場合又は同号イに規定する評点が40点以下の場合における補助金の額は、30万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルター等を整備する前に、武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（1）木造住宅耐震診断結果報告書等の写し

（2）補助対象経費の額が確認できる書類の写し

（3）案内図

- (4) 平面図
- (5) 設置予定場所の写真
- (6) 町税を滞納していないことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、耐震シェルター等を整備しようとする年度の1月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は必要な条件を付することができる。

(補助金の変更承認申請)

第9条 申請者は、前条の通知を受けた後、第7条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(補助金の変更承認及び通知)

第10条 町長は、前条の規定による変更承認申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、変更を承認し、武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は必要な条件を付することができる。

(事業の中止)

第11条 申請者は、耐震シェルター等の整備を中止しようとするときは、武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備中止届(様式第5号)により、町長に届出なければならない。

(完了報告)

第12条 第8条の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、耐震シェルター等の整備が完了したときは、整備が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、武豊町民間木造住宅耐震シェル

ター等整備完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）耐震シェルター等の整備に係る契約書の写し
- （2）補助対象経費に係る領収書の写し
- （3）耐震シェルター等の整備前、整備中及び整備完了後の写真
- （4）前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（整備完了承認）

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備完了承認通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、武豊町民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金支払請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）耐震シェルター等の整備を中止したとき。
- （2）この要綱又は交付決定若しくは変更承認の際に付した条件に違反したとき。
- （3）提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

（書類の保管）

第16条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項

は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 13 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付決定に係る補助金の交付、第 15 条及び第 16 条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。